



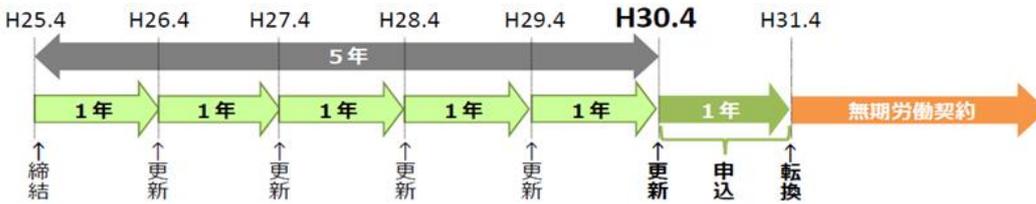
「無期転換ルール」への準備は進んでいますか？

～2年後の本格化に備えて、計画的に準備を進めていきましょう～

平成 25 年の労働契約法の改正により、「有期労働契約の無期転換ルール」ができましたが、(独)労働政策研究・研修機構の調査によると、その認知度にバラツキがあり、また、企業の対応もさまざまな状況です。厚生労働省では、「8つの支援策」をまとめてスムーズな導入を支援しています。平成 30 年に最適な対応が出来るように、今から対応方針や対応の検討をしておきましょう。

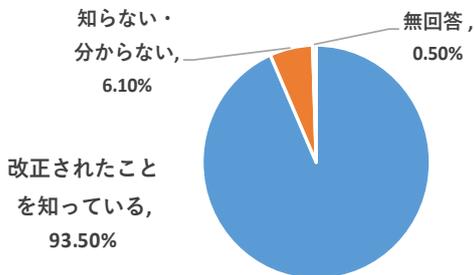
「無期転換ルール」
 有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール（労働契約法第 18 条）

【平成 25 年 4 月開始で契約期間が 1 年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

無期転換ルールの認知度



企業側の対応方針

①	通算 5 年を超えないよう運用	6.0%
②	申し込みがなされた段階で無期契約に切り替える	45.4%
③	適性をみながら 5 年前に無期契約に切り替える	19.6%
④	雇入れの段階から無期契約にする	1.1%
⑤	有期契約労働者を派遣労働者や請負に切り替える	0.4%
⑥	対応方針は未定・わからない	23.9%
⑦	無回答	3.6%

「無期転換ルール」の円滑な導入のために企業が準備しておくこと

現場における有期契約労働者の活用実態を把握しましょう

有期契約労働者の活用方針を明確化し、無期転換ルールへの対応の方向性を検討しましょう

無期転換後の労働条件をどのように設定するか検討しましょう

※詳細内容は、SATO'S NEWS LETTER 2016 年 2 月号 (No.76) にて確認下さい。

SATO'S NEWS LETTER

2016 年 6 月号
(No.80)

CONTENTS

- 「無期転換ルール」の準備は進んでいますか？ …… P.1
- 助成金情報 …… P.2
- 2017 年新卒採用動向 … P.3
- 人事労務ニュース …… P.3
- 企業 PR コーナー
「株」松田製袋
「株」ユーストステーション …… P.4

1 日

○労働保険の年度更新手続の開始
＜7月11日まで＞

10 日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収
税額の納付

30 日

○健康保険・厚生年金の保険料納付
○個人の道府県民税・市町村民税の
納付＜第 1 期分＞

公式 Facebook ページ開設



いいね！



無期転換などの対応で今年は本当に使える 「キャリアアップ助成金」

いよいよあと2年で、改正労働契約法施行から5年を迎え、多くの有期契約従業員のみなさんに無期転換申込権が発生することになります。法律が議論されていた頃は、如何に問題なく、5年で雇い止めするかが論点となっていました。人手不足の環境に変わり、今後は雇用確保のために無期転換あるいは正社員化を積極的に検討しなければなりません。そんな時に活用できるのが「キャリアアップ助成金」です。

有期契約社員を無期転換あるいは正社員化した際に受給できるキャリアアップ助成金が、平成28年2月10日より拡充されました。主な増額は図1のとおりです。

[図1] キャリアアップ助成金の支給額（平成28年2月改定後）

助成金対象	改定後	改定前
有期雇用から正規社員	1人当たり60万円（45万円）	1人当たり50万円（40万円）
有期雇用から多様な正社員	1人当たり40万円（30万円）	1人当たり30万円（25万円）
有期雇用から無期雇用	1人当たり30万円（22.5万円）	1人当たり20万円（15万円）

※（ ）内は、中小企業以外の助成額

◆キャリアアップ助成金の概要

キャリアアップ助成金は、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度で、六つのコースから成り立っています。ここでは特に、「正規雇用等転換コース」と「多様な正社員コース」について、おさらいをしておきましょう。

助成内容		助成額（ ）は中小企業以外の額
1 正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用等に転換 または ・ 直接雇用した場合	①有期→正規：1人当たり 60万円（45万円） ②有期→無期：1人当たり 30万円（22.5万円） ③無期→正規：1人当たり 30万円（22.5万円） ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり④10万円、②③5万円加算

※各コースとも受給の上限が設けられており、「正規雇用等転換コース」は雇用パターン①～③を合わせて1年度1事業所当たり15人まで（②を実施する場合は10人まで）となっています。

2017 年卒採用、各社はどう動いてる!?

内々定開始は 4~6 月がピークに!

経団連の指針では面接などの選考は「6月解禁」ですが、企業アンケート(2267社回答)では、8割近い企業が3~5月に選考を始め、6割の企業が5月までに内々定を出し始めるということが判明しました。

1. 2017 年卒採用についての傾向

<採用予定数と採用難易度について>

採用予定数は年々増加傾向。

採用難易度は難化予想が 64.1%だが、前年度よりも余裕が見られる。

<採用スケジュールについて>

3月広報開始は守られるも、選考開始は3~4月、内々定出し開始は4~6月がピークに。

<インターンシップ実施状況について>

インターンシップは3割を超える企業が実施。



2. 「新卒採用」のさまざまな手段・サービス

大学の就職課（キャリアセンター・就職支援センター）との関係構築

求人票を提出することで、入社を希望する学生の紹介を受ける。
また、学内セミナーの開催やインターンシップの告知などを通じた広報活動も可能。
信頼関係を構築できれば、継続的な採用へつながる。

インターンシップ（就業体験）

夏休みや春休みを利用して、学生が就職前に企業で実際に働くことができる制度により、現場の雰囲気や仕事内容への理解を深めてもらうことができる。早い段階から職業意識を高めようと、今夏からは一部企業で大学1~2年生を対象にした長期インターンシップ制度が始まる。

リクルーター（採用担当者）

若手社員との交流を求める学生が増えており、入社1年~3年目くらいの若手社員を中心に選任し、採用活動現場の先端で、学生さんたちとコミュニケーションをとってもらうと効果的。

新卒応援ハローワーク

国をあげての応援プロジェクトとして、新卒専門のハローワークがある。
要件を満たせば、3年以内既卒者の採用などで、厚生労働省や中小企業庁が設けている助成金を活用することも可能。

人事労務ニュース

●平成28年度・労働保険の年度更新期間は、6月1日から7月11日まで

労働保険は、毎年、前年度の確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付の手続（年度更新）が必要です。平成28年度の年度更新期間は、6月1日（水）から7月11日（月）までになります。年度更新の申告書がお手元に届きましたら、更新期間中にお近くの都道府県労働局、労働基準監督署、金融機関の窓口で申告・納付手続をお願いします。なお、労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している事業主の申告・納付手続は、労働保険事務組合が行います。

●「働き方・休み方改革」に関するモデル事業への参加企業募集中

企業における働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」を活用して、効率的に働いてしっかり休む職場を作るモデル事業への参加企業を厚生労働省が募集しています。
応募締切：8月31日（水）、参加料：無料、
申込は「三菱総合研究所 <http://krs.bz/roumu/c?c=12333&m=76558&v=b99a6df9>」まで。

企業 PR コーナー

～平和への思いを多くの人々と“共有”し、昇華させていく取り組みをしています。～



◎収益金の一部を、広島市の平和貢献事業へ寄付致します。

「鶴の匂い袋」は、広島平和記念公園に捧げられた折り鶴の再生紙を使用しています。

“Share for Peace”「平和の共有」をコンセプトに商品開発致しました。鶴をかたどったポチ袋の中に、付属の天然香料付き香りシートを入れて、ほのかに広がる平和の香りをお楽しみ下さい。メッセージカードを入れたり、お部屋に飾るなどしてご使用できます。広島のお土産品や記念品に。

製造元
株式会社 松田製袋
広島市中区舟入幸町 21-2
TEL (082) 232-4388

毎日が一生懸命。一日の終わりは自分を解放する。
マットレスに身を預け、人肌に包まれて眠りに落ちる。
やわらかく温かく滑らか。究極のリラックス。人肌感触。
39デザインマットレス誕生。

39 Design Mattress



販売業者 : 株式会社ユーズドステーション

住 所 : 広島県東広島市西条町下三永 37-1 電話番号 : 082-420-6639

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00
電話 : 082 (546) 2080 FAX : 082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00
電話 : 03 (5829) 8982 FAX : 03 (5829) 8983